

大和市道の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項及び第45条第3項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、大和市道の構造の技術的基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び高齢者移動等円滑化法において使用する用語の例による。

(市道の構造の技術的基準)

第3条 大和市道の構造は、法第29条に規定する道路の構造の原則に従わなければならない。

2 法第30条第3項に規定する市道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について、前項の規定に適合するよう規則で定める。

- (1) 幅員
- (2) 線形
- (3) 視距
- (4) 勾配
- (5) 路面
- (6) 排水施設
- (7) 交差又は接続
- (8) 横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設
- (9) 前各号に掲げるもののほか、大和市道の構造について必要な事項

(市道に設ける道路標識の寸法)

第4条 大和市道に設ける道路標識の寸法は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るものとしなければならない。

2 法第45条第3項に規定する市道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定に適合するよう規則で定める。

(移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準)

第5条 新設特定道路は、高齢者、障がい者等の道路の移動上及び利用上の利便性及び

安全性の向上を図るものとしなければならない。

2 高齢者移動等円滑化法第10条第1項に規定する道路移動等円滑化基準は、前項の規定に適合するよう規則で定める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

